

## 私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会細則

### (根 拠)

第1条 私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会会則（以下「会則」という。）に基づく事業の執行に関しては、この細則に定めるところによる。

### (事 業)

第2条 会則第4条に基づき設置された研究会等の規程は、別に定めるものとする。

### (常任幹事会)

第3条 常任幹事会の委員には、会則第5条に定める役員校から選出された各1名の委員をもって充てるものとする。ただし、幹事長校が必要と認めたときは、加盟館又は会則第4条により設置された研究会等の委員の出席を求めることができる。

2 常任幹事会の委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会則第5条第2項第1号の委員は、地区協議会理事校の任期に同じ
- (2) 会則第5条第2項第2号の委員は、2年とする。
- (3) 会則第5条第2項第3号の委員は、該当幹事校としての任期に同じ
- (4) 会則第5条第2項第4号の委員は2年とし、再任を妨げない。
- (5) 会則第5条第2項第5号の委員は1年とし、再任を妨げない。

### (総 会)

第4条 定時総会は、毎年度初めに開催し、会則第4条に基づく研究会等の決算を含む事業報告及び予算案を含む事業計画についての審議を行わなければならない。

### (会 費)

第5条 会則第10条に定める会費等及びその算出方法は次のとおりとする。

- (1) 会費は在学学生数に応じて算出した次の金額とする。なお、在学学生数は、前年5月1日時点の学生数とする。

500人以下	11,000円
501人～1,500人	13,000円
1,501人～3,000人	15,000円
3,001人～8,000人	19,000円
8,001人以上	26,000円

- (2) 『館灯』広告掲載費は、常任幹事会においてその都度決定する。

### (細則の改廃)

第6条 本細則の改廃については、常任幹事会が原案を作成し、東海地区協議会総会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 この細則は、昭和58年5月20日から施行する。
- 2 この細則は、平成3年6月5日から施行する。
- 3 この細則は、平成4年6月5日から施行する。
- 4 この細則は、1999年5月28日から施行する。
- 5 本細則は、2003年5月30日から施行する。但し会費に関する条項については2004年4月1日より施行する。
- 6 本細則は、2005年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、2009年4月1日から施行する。